

[災害統計]

平成24年における車両系荷役運搬機械等による死亡災害の発生状況

1. 全般的状況

平成23年のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械等（貨物自動車を除く。）に起因する労働災害による死亡者数は34名で、前年の38名に比べ、4名（10.5%）の減少となった。

種類別・業種別の死亡者数は表1のとおりである。

種類別では、フォークリフトに起因するものが32名（94.1%）と圧倒的に多く、残りは不整地運搬車の2名（5.8%）となっている。

業種別では、製造業の12名（35.3%）が最も多く、商業が6名（17.6%）、交通運輸事業の5名（14.7%）と続き、建設業、その他の事業で各4名（11.8%）と並んでいる。

2. フォークリフトによる災害状況

種類別で最も多いフォークリフトの事故の型別・業種別の死亡者数は表2のとおりである。

「はさまれ・巻き込まれ」によるものが11名（34.4%）、「転倒」によるものが8名（25.0%）、以下、「墜落・転落」6名（18.8%）、「飛来・落下」3名（9.4%）となっている。

「挟まれ・巻き込まれ」では、フォークリフト本体と建物の壁・柱や機械装置等との間に挟まれた事例が4名（36.4%）と、走行中のフォークリフトに轢かれた事例が4名（36.4%）、それから例年 後を絶たないマストとヘッドガードとの間に挟まれによるものが3名（27.2%）となっており、一人作業中に、エンジンを掛けたままマストとヘッドガードの間に入っていて、何らかの状態で誤って操作レバーに触れてはさまれた事例であり、運転席を離席する際は、必ずエンジンを止めることを徹底しておけば未然に防げた災害である。

また、「転倒」による災害の内、5名（62.5%）が荷を揚げた状態で走行・旋回モードに入りバランスを崩して転倒した事故が発生している。これについては事業者が、運転者に対して操作手順を遵守する旨、再度、教育・指導を徹底するなどして類似災害防止に努めて頂きたい。

3. フォークリフト以外による災害発生状況

不整地運搬車で2件の災害が発生しているが、いずれも建設業で発生しており、そのうち1件が「墜落・転落」で、もう1件が「転倒」の事故が発生している。

これらは、不整地運搬車2台が離合場所で路肩が崩れ転落によるものと、試運転走行中に坂道を下る際に不整地運搬車が転倒し、通りかかった作業員を巻き込んだ事象である。

作業計画（運行経路の安全確保、作業標準・手順書）作成し、運搬路の保守・点検を励行するとともに、作業間連絡調整等を確実に実施して周知・徹底を図る必要がある。

（情報提供：厚生労働省）

表1: 車両系荷役運搬機械等の種類別・業種別死亡災害発生状況(平成24年) (単位: 人)

種類	業種									
	製造業	鉱業	建設業	交通運輸事業	陸上貨物運送事業	港湾荷役業	農業水産業 林業	商業	その他の事業	計
フォークリフト	12	0	2	5	1	1	1	6	4	32
ショベルローダー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フォークローダー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ストラドルキャリアー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不整地運搬車	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
構内搬送車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	4	5	1	1	1	6	4	34

表2: フォークリフトによる事故の型別・業種別死亡災害発生状況(平成24年) (単位: 人)

事故の型	業種									
	製造業	鉱業	建設業	交通運輸事業	陸上貨物運送事業	港湾荷役業	農業水産業 林業	商業	その他の事業	計
墜落・転落	1	0	0	1	0	0	1	2	1	6
転倒	5	0	1	1	0	0	0	0	1	8
激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飛来・落下	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3
崩壊・倒壊	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
激突され	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
挟まれ・巻込まれ	4	0	0	3	1	1	0	2	0	11
破裂	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12	0	2	5	1	1	1	6	4	32